

学校いじめ防止基本方針

岐山高等学校

ここに定めるいじめ防止基本方針は、「いじめの防止等のための基本方針 平成25年10月11日文科科学大臣決定」(最終改定 平成29年3月14日)を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。学校全体で取り組み、いじめ防止、早期発見、いじめへの対処、地域、家庭・関係機関間の連携等を実効的なものにするため、「学校いじめ防止プログラム」や「事案対処マニュアル」を定め、組織体制、いじめへの組織的な対応等に関する具体的な内容や運用を明らかにするものとする。また、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や教職員の資質能力向上などを図る。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷される等。

(3) 学校の姿勢

- ・ 道徳教育を始めとする学校教育全体を通じて、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残し、決して許されないことを生徒一人一人に理解させる。
- ・ いじめが刑事罰の対象になり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることについて生徒に伝え、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを教える取組を推進する。
- ・ いじめを発見し又は、相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ防止等対策委員会にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応に繋げなければいけない。
- ・ いじめを許さない学校づくり、ホームルーム経営を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・ いじめに向かわせない学校づくりを行う→規律ある生活態度・充実した学校生活・自己有用感の育成
- ・ いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、早期発見・早期対応に努めるとともに、未然防止にも力を注ぐ。
- ・ 解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・ 生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・ 部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・ 特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の把握(情報共有)をする。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめ未然防止のための取組（学校いじめ防止プログラム）

(1) 学校におけるいじめ防止対策のための組織

（組織の名称）

学校いじめ防止等対策委員会（岐山高等学校）

（組織の構成員）

- ・ 学校関係者…学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、各学年主任、（該当生徒の担任）
- ・ 第三者…弁護士、臨床心理士、保護者代表、地域代表等

（組織の運営）

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、学年会・生徒指導委員会等を開催し全校体制で対処する。また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止等対策委員会を組織する。
- ・ 年2回いじめ防止等対策委員会を開催し、学校がいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・ 学校いじめ防止基本方針を年度ごとに見直し、最新のものをホームページに掲載し、生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・ 道徳教育等の充実…生徒会活動、学校行事、部活動、MSL及び地域貢献やボランティア等、自主的・自発的活動を支援する。
- ・ 規範意識の醸成……集団の一員としての自覚や自信を育むことによって互いに認め合える人間関係・学校風土を創る。
- ・ 言語環境を整える…教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・ 情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・ いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・ 発達障がいを含む障がいのある生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒、帰国子女や外国籍の生徒、東日本大震災により被災した生徒や原子力発電所事故により避難している生徒について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な支援・指導を行う。日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導等を組織的に行う。
- ・ 生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる授業づくりや集団作りをする。

【教務部】

- ・ 生徒の学力の伸長を目指し、学習習慣の確立を支援する。
- ・ 1年生に初期指導を実施し、早く学校生活に慣れさせ学習環境を整えさせる。
- ・ やり切る指導を徹底することで基礎学力の定着を図る。

【生徒指導部】

- ・ 学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・ 定期的に「いじめ実態調査」（いじめに関するアンケート）を実施し状況を把握する。
- ・ 教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・ 心理検査等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・ 情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
- ・ 外部関係機関との連携を図る。
- ・ MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成する。

【進路指導部】

- ・ キャリア教育を推進し、生徒自身がライフプランを描けるよう進路実現を支援する。
- ・ 生徒が主体的に進路選択することができるように、探究の時間を中核にした効果的な探究活動等のプログラムを提供する。
- ・ 進路研究講座、進路講演会、先輩と語る会を実施し、自己と学問や社会との関わりを見つめさせる。

【学年会】

- ・ 生徒の状況把握や問題意識の確認を行う。
- ・ 日ごろから生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 些細な兆候であっても、いじめではないかとの危機感をもって早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

【特別活動部】

- ・ HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション能力を育成する。
- ・ 集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・ 生徒会活動によるいじめ防止に関わる自主的活動の推進を図る。
- ・ 学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・ 部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【渉外部】

- ・ P T A総会や学年保護者集会等でのいじめ防止に向けた啓発を行う。
- ・ 保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・ いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

(3)年間計画

令和5年4月1日現在

月	行 事	月	行 事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新旧担任会(学年 7日) ・ 始業式・入学式・対面式・1年OR、生活LHR ・ 初期指導(教務等1年 12~18日) ・ 教育相談週間(生徒指導4/18~5/2) ・ 生活安全教室(交通講話 20日) ・ 人権教育推進委員会①(27日教職員) ・ PTA 総会(渉外 28日) 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 命を守る訓練②(4日) ・ 修学旅行(2年11~13日) ・ 進路研究講座(1年12日) ・ 遠足(1.3年13日) ・ 教育相談週間(生徒指導17~25日) ・ 生活安全教室(薬物乱用防止26日) ・ MSL・生活美化委員会地域清掃活動⑤(27日)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ こころのアンケート(8日) ・ i-check(心理検査)(1.2年11日) ・ 球技大会(生徒会17・18日) ・ MSL・生活美化委員会地域清掃活動①(19日) ・ 学校いじめ防止等対策委員会①(22日) ・ 学校運営協議会①(24日) 	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権LHR(ひびきあいの日16日) ・ 第2回いじめに関するアンケート(11月下旬) ・ OB進路講演会(未定)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒理解連絡会(1、2年7日) ・ 命を守る訓練①(保健厚生8日) ・ 人権LHR(ネット、人権に関する講話15日) ・ MSL・生活美化委員会地域清掃活動②(23日) ・ 第1回いじめに関するアンケート(6月下旬) 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者懇談会(18~22日) ・ 終業の行事(25日)
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ MSL・生活美化委員会地域清掃活動③(7日) ・ 保護者懇談会(12~19日) ・ 終業の行事(20日) 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始業の行事(9日) ・ 人権教育推進委員会②(教職員23日) ・ 第3回いじめに関するアンケート(1月下旬) ・ 学校いじめ防止等対策委員会②(1月下旬)

月	行 事	月	行 事
8	・始業の行事(28日)	2	・学校運営協議会③(未定)
9	・岐山祭(特別活動 5～7日) ・MSL・生活美化委員会地域清掃活動④(8日) ・PT フォーラム(涉外 21日) ・学校運営協議会②(未定)	3	・終業式・離任式(3/25)
		通 年	・学年会 ・生徒指導部会 ・カウンセリング後のコンサルテーション、 ケース会議

3 いじめ問題発生時の対処 (事案対処マニュアル)

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

〈対応順序〉

- ・ 被害生徒・加害生徒の双方について、聞き取り等により事実関係を把握する。
- ・ いじめとして対処すべき事案か否か(人権侵害に当たるかどうか)を判断する。
- ・ 判断材料が不足しているときはさらに調査する。
- ・ 被害生徒のケア(必要に応じて専門家によるケアを要請する)について、被害生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
- ・ 加害生徒の指導を行う。加害生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- ・ いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、生徒及び保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えると共に、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- ・ 加害生徒の成長支援の観点、加害生徒の心理的葛藤等にも目を向け、加害生徒への支援も行っていく。
- ・ 生徒に、傍観者にならずいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ・ 保護者への説明、保護者との連携を行う。
- ・ つながりのある教職員を中心に、関係生徒(加害生徒、被害生徒とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ 県教委へ連絡し、経過説明をする。
- ・ 必要に応じて経過の見守り報告書の作成をする。
- ・ いじめが解消に至るまで被害者の支援を継続する。

〈いじめ解消〉

単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。また、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

学校の教職員は、少なくとも3か月間経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により判断する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

〈組織対応〉

学年会・生徒指導委員会・学校いじめ防止等対策委員会等が連携して対応する。

(2) 「重大事態」への対応

重大事態の意味

一 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害をこうむった場合
- 精神性の疾患を発症した場合

二 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

年間30日を目安とする。いじめが原因で一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に着手する。

〈対応順序〉

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体で行うか、県教委主体で行うか相談する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求め、協力して対応する。
- ・ 生徒又は、保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないままいじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

〈学校主体による調査組織の編成〉

- ・ 状況を踏まえて、学校いじめ防止等対策委員会にさらに必要な第三者を加えることができる。

〈学校主体による調査における注意事項〉

- ・ 県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り、指示を仰ぐ。
- ・ 生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・ 学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・ 生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・ 調査結果は県教委に報告する。
- ・ 調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

〈県教委主体による調査の場合〉

県教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

4 情報等の取扱い

（1）個人調査データについて

生徒の個人調査データ（心理検査、いじめ調査（記名あり）、迷惑調査（記名あり））の原本等の一次資料や、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録と並び保存期間を卒業後5年とする。

（2）心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し、生徒指導に積極的に利用する。

平成 26 年 4 月	策定
平成 27 年 4 月, 平成 28 年, 4 月, 平成 29 年 4 月, 平成 29 年 10 月, 平成 30 年 5 月	一部改訂
令和元年 5 月, 令和元年 7 月, 令和 2 年 4 月, 令和 3 年 3 月, 令和 4 年 3 月	一部改定
令和 5 年 3 月	一部改定